

1. 対象となる規定

- ・普通預金規定
- ・期日指定定期預金規定（自動継続）《通帳制／証書制》
- ・期日指定定期預金規定 《通帳制／証書制》
- ・自由金利型定期預金（M型）規定（自動継続）《通帳制／証書制》
- ・自由金利型定期預金（M型）規定 《通帳制／証書制》
- ・満期選択型定期預金規定（自動継続）
- ・満期選択型定期預金規定
- ・自由金利型定期預金規定（自動継続） 《通帳制／証書制》
- ・自由金利型定期預金規定 《通帳制／証書制》
- ・積立式定期預金規定
- ・譲渡性預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・当座勘定規定（一般当座用／個人当座用／専用約束手形口用）
- ・総合口座取引規定
- ・通知預金規定 《通帳制／証書制》
- ・外貨普通預金規定
- ・外貨定期預金（先物為替予約付）規定《通帳制》
- ・外貨定期預金規定（自動継続） 《通帳制》
- ・外貨定期預金規定（非自動継続、自動解約入金）《通帳制》

2. 改定内容

以下の条項を新設・追加いたします。（例：普通預金）

（下線の条項を追加、二重線の条項を修正。以下、次条を1条ずつ繰り下げ。）

普通預金以外の規定につきましても、同様の改定を行います。

条項の新設

11. （取引の制限等）

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

条項の追加・変更

12. （解約等）

- (1) 変更なし（省略）
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第1項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦前条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
- (3)～(4) 変更なし（省略）